

平成26年度第3回
袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議次第

日 時 平成26年9月12日（金）

午後2時から

場 所 市役所旧館3階大会議室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 福祉部長挨拶

4 議 題

（1）保育の必要性の認定（支給認定）について （資料1）

（2）計画の骨子案等について（資料2 資料3）

（3）その他

5 閉 会

保育の必要性の認定（支給認定）について

1. 概要

現在の保育制度は「保育に欠ける判定」と保育所への入所決定を同時に行う仕組みですが、新制度では、入所決定から独立した手続きとして、市が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定（支給認定）した上で、施設及び事業を申請・利用していただく仕組みとなります。

現行制度と新制度の比較

現行制度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童福祉法の規定により、市の条例で保育の実施基準を規定 ◆ 保育に欠ける審査・調査と入所選考を同時に実施
新制度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保育の必要性の認定に当たり、国が以下の3点について認定基準を策定。施設等の利用にあたり、まず認定を受ける必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ① 保育を必要とする事由 保護者の労働又は疾病その他の事由 ② 保育の必要量（区分） 「保育標準時間」又は「保育短時間」という保育の時間的必要量の区分 ③ 優先利用 ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等 ◆ 支給認定証の交付後、利用申込み（同時申請可）

◆ 上記の必要性の認定により、次の1～3号の支給認定証が交付されます。

	保育の必要性 なし	保育の必要性 あり
3歳以上	教育標準時間認定（1号認定） 【主な利用施設・事業】 ・幼稚園 ・認定こども園（幼稚園部分）	保育認定（2号認定） （標準時間又は短時間認定） 【主な利用施設・事業】 ・認可保育所 ・認定こども園（保育所部分）
3歳未満	認定なし（申請も不要） 【主な利用施設・事業】 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 等	保育認定（3号認定） （標準時間又は短時間認定） 【主な利用施設・事業】 ・認可保育所 ・認定こども園（保育所部分） ・地域型保育事業（家庭的保育等）

2号、3号認定（保育の必要性：あり）に当たっては、「① 保育を必要とする事由」に加え、保育をどのくらい必要とするかの「②保育の必要量（区分）」の認定も併せて行うこととなります。

また、保育所や認定こども園、地域型保育事業の利用にあたって、当面の間は市が利用調整を行うことから、「③優先利用」のルールを設定します。

なお、幼稚園利用の場合、支給認定（1号認定）を受ける必要がありますが、上記の必要量（区分）や優先利用の設定は生じません。

2. 支給認定基準について

(1) 保育を必要とする事由について

現在の「保育に欠ける」判定は、市の条例により基準を定めていますが、新制度による「保育を必要とする事由」は、子ども・子育て支援法の中に基準が定められたため、原則これに従うこととなります。

ただし、保育所等を利用可能な最低限の就労時間（下限時間）については、1か月あたり48時間以上64時間以内の間で市が定めることとなっています。

現行基準と新基準（案）の比較

	市・現行基準	国基準	市・新基準（案）
保育を必要とする事由	①就労 （75時間／月の就労が基準） ②妊娠、出産 ③保護者の疾病、障害 ④同居親族の介護 ⑤災害復旧 ⑥その他	①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）※1 ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。 ②妊娠、出産 ③保護者の疾病、障害 ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・常時の介護、看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動（起業準備を含む） ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） ⑧虐待やDVのおそれがあること ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合※2	国基準どおり。 ※1 就労時間の下限について、1か月あたり48時間以上64時間以内の間で市が定める。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 現在、市では運用で対応している </div> ※2については、現在想定する事由なし。

※ 新たに国で基準化された⑥⑦⑧⑨については、現在の制度においても市の運用のなかで対応しています。その他⑩に該当する基準については、さらに検討のうえ必要に応じ定めます。

(2) 保育の必要量（区分）について

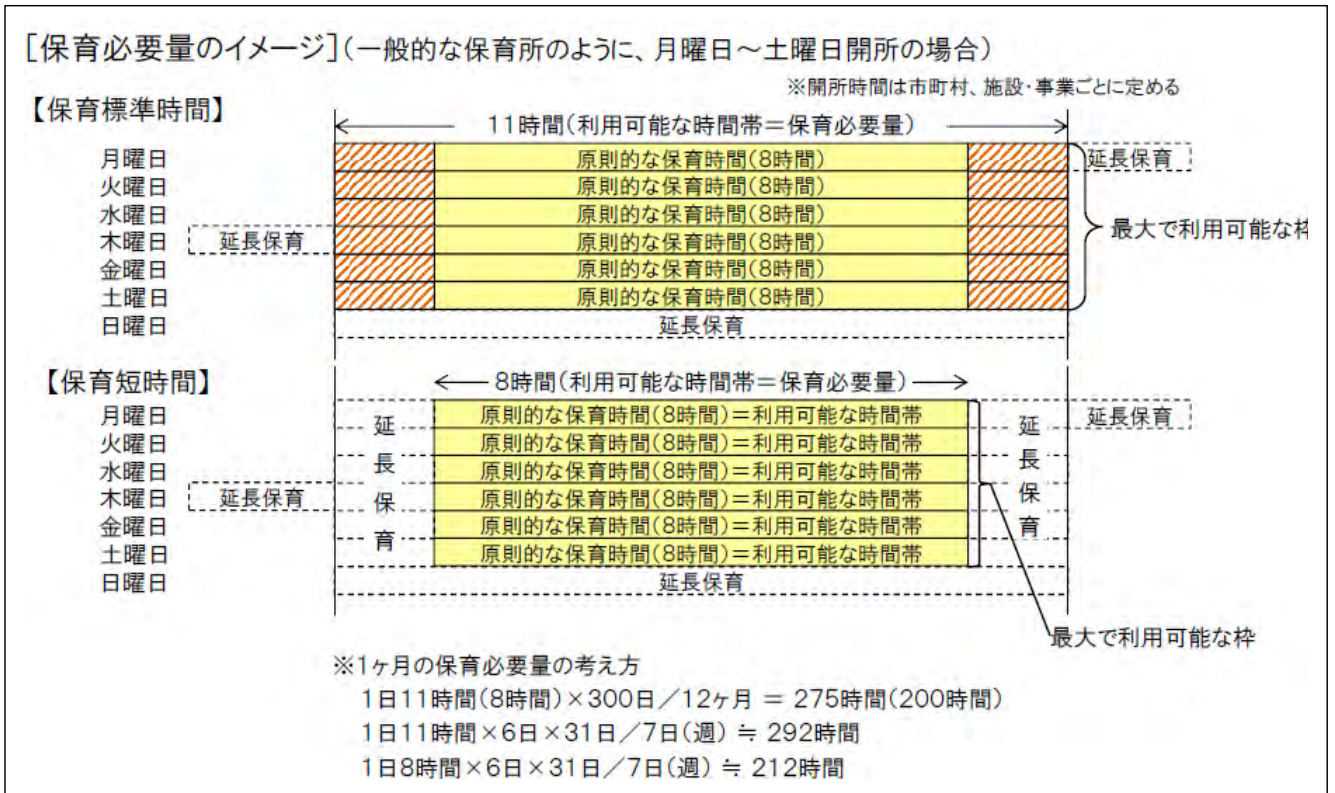
新制度においては、それぞれの家庭の就労実態等に応じて、利用することが可能な最大限の枠として、保育必要量を設定されます。この保育の必要量については、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」と、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の2区分が用意されています（子ども・子育て支援法施行規則）。

この保育の必要量（区分）については、国の定めに従うこととなります。

現行基準と新基準の比較

	市・現行基準	国・新基準	市・新基準
区分	区分なし	2区分	2区分
保育の必要量（区分）	開所時間：11時間 ／日、年間約300日を基本 保育時間：原則1日8時間、延長あり	①保育標準時間利用 （1日11時間まで） 平均275時間／月（212時間超292時間以下）	①保育標準時間利用 国基準どおり
		②保育短時間利用 （1日8時間まで） 平均200時間／月 （最大212時間）	②保育短時間利用 国基準どおり ただし、認定時の就労 の下限時間は、別途定める。

保育必要量のイメージ（国資料から抜粋）

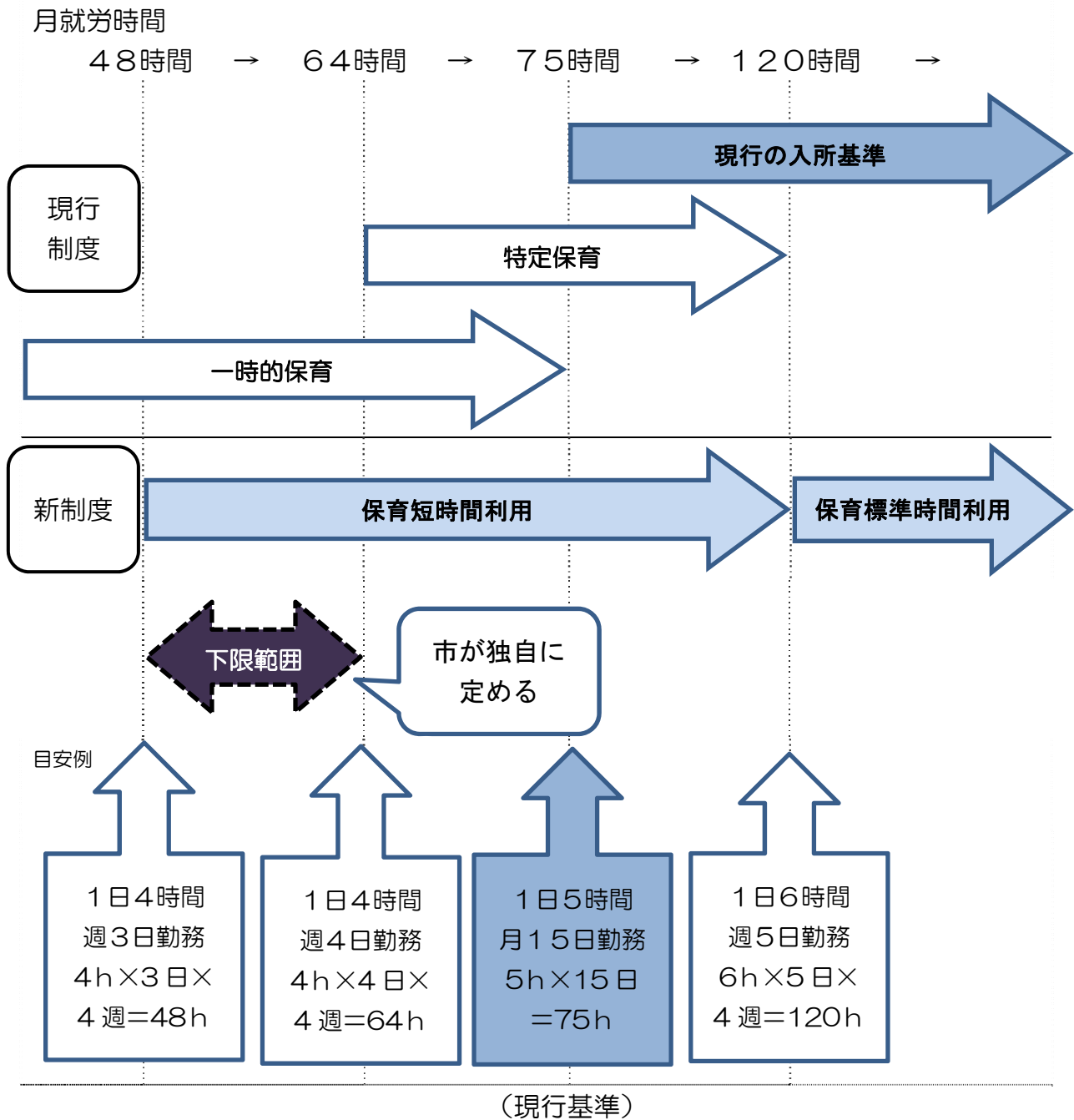


(3) 保育短時間利用における就労時間の下限について

保育所利用の現行基準では、就労の場合、「1日5時間以上かつ月15日以上」すなわち1か月あたり75時間以上の就労を「保育に欠ける」要件としています。

新制度では、「保育を必要とする事由」を認定するにあたり、保育所の利用が可能な就労時間の下限を、1か月あたり48時間から64時間の間で市が定めることとなっています。

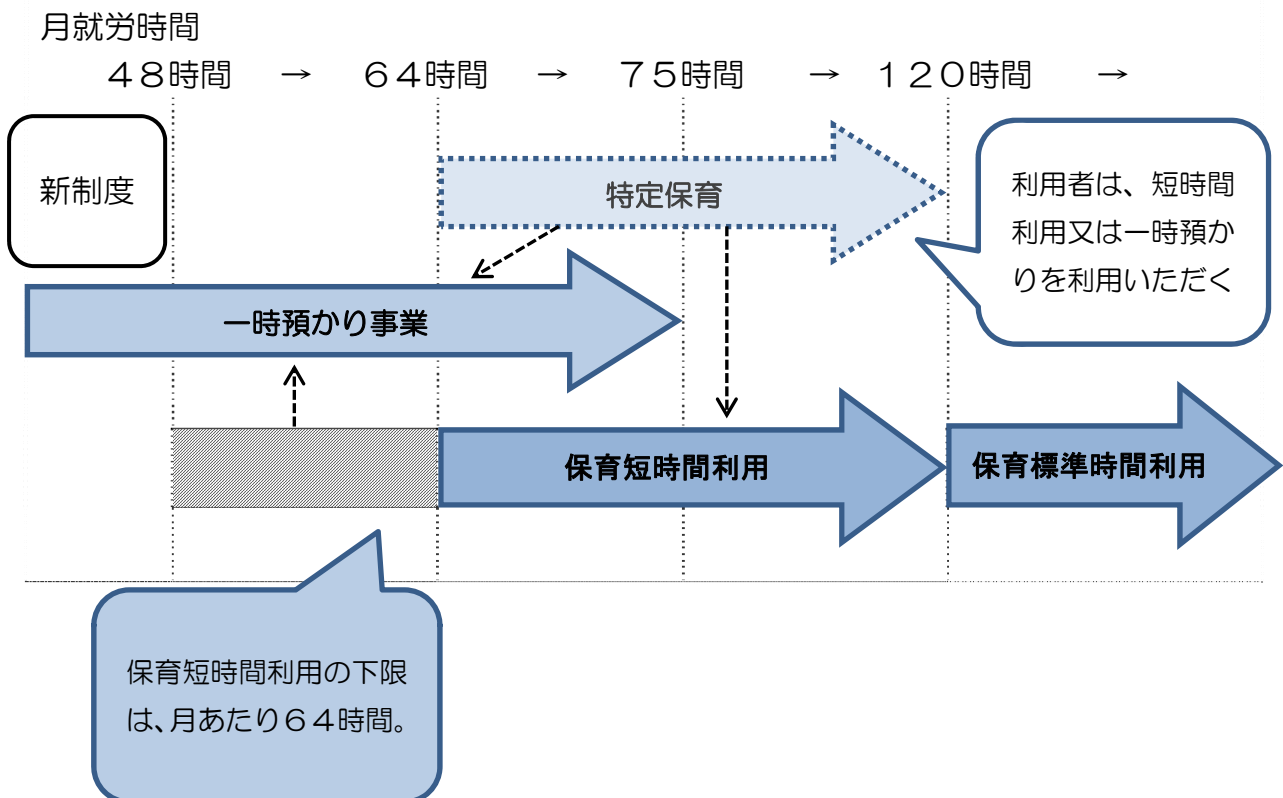
イメージ図 その1 (現行制度と新制度の比較)



現行基準の75時間からみますと、下限値を48時間から64時間の間とすることは、入所要件の引き下げとなります。この就労時間の下限時間については、利用者のニーズと保育の量的確保の関係性を踏まえ、検討する必要があると考えます。

本市では、就労時間の下限について、48時間を目指すものですが、当面の間は「月あたり64時間」を基準とすることを考えています。

イメージ図 その2（本市の考え）



<保育短時間利用の下限時間を64時間と考える理由>

- ① 市内に保育所の待機児童（入所待ち児童）が存在し、現段階で量的な確保が図られていない中であっては、入所要件を大幅に引き下げることにより、年度当初の待機児童が大幅に増えることが予想され、かつ年度途中の保育の必要性が高い児童の受入れ（育児休業明け、出産、病気等）が困難となるおそれがあること。
- ② 受入れ体制（施設や事業）を整えるには時間がかかり、かつ財政的な負担も生じることから、受入れ枠の拡大は段階的に（計画的に）行う必要があると考えられること。

③ 特定保育事業が、新制度では実質的に保育短時間利用に該当するため（給付対象となる）、現在の利用者の受入れ枠の確保に配慮する必要があること。

④ 国の検討会議の議論では、就労時間の下限を「一時預かり事業で対応可能な短時間の就労を除く」としており、待機児童の発生している状況においては、64時間未満の就労については下記の施設で実施している一時預かり事業等での対応が考えられること。

（3歳～5歳児については、私立幼稚園の預かり保育利用も考えられる）

- ▶ 一時的保育実施 根形保育所、昭和保育園、長浦保育園、白ゆり保育園
※27年4月開設予定の私立保育園でも実施予定
- ▶ 預かり保育実施 袖ヶ浦桜ヶ丘幼稚園、蔵波台さつき幼稚園

なお、この就労の下限時間の基準は、子ども・子育て支援事業計画の次期計画策定において、受入れ体制の整備状況を踏まえ見直し（48時間への引き下げ）を検討するものとします。

参考：保育所入所待機児童数（年度当初及び年度末）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	4/1	3/1	4/1	3/1	4/1	9/1
待機児童	2人	2人	1人	1人	1人	1人
入所待ち児童	5人	60人	45人	99人	14人	64人
合計	7人	62人	46人	100人	15人	65人

待機児童とは：保育所の入所を希望しているが入所できていない児童で、国の基準に該当するものをいいます。

入所待ち児童とは：保育所の入所を希望しているが入所できていない児童で、国基準に該当しないものをいいます。

4. 優先利用について

現在、定員を上回る入所申込みに対し、基準指数や調整指数を活用し、優先度を付けた上で保育の実施を決定していますが、新制度施行後も当面の間、保育を必要とする児童への利用調整については市が行うこととなっており、「指数表による選考」という仕組みを活用することとなります。

国から示されている案は、現行制度においても市が運用等で優先度の基準として採用しているものです。これを踏まえ、新制度での本市の保育認定に関する基準については、次のとおりとすることを検討しています。

現行基準と新基準（案）の比較

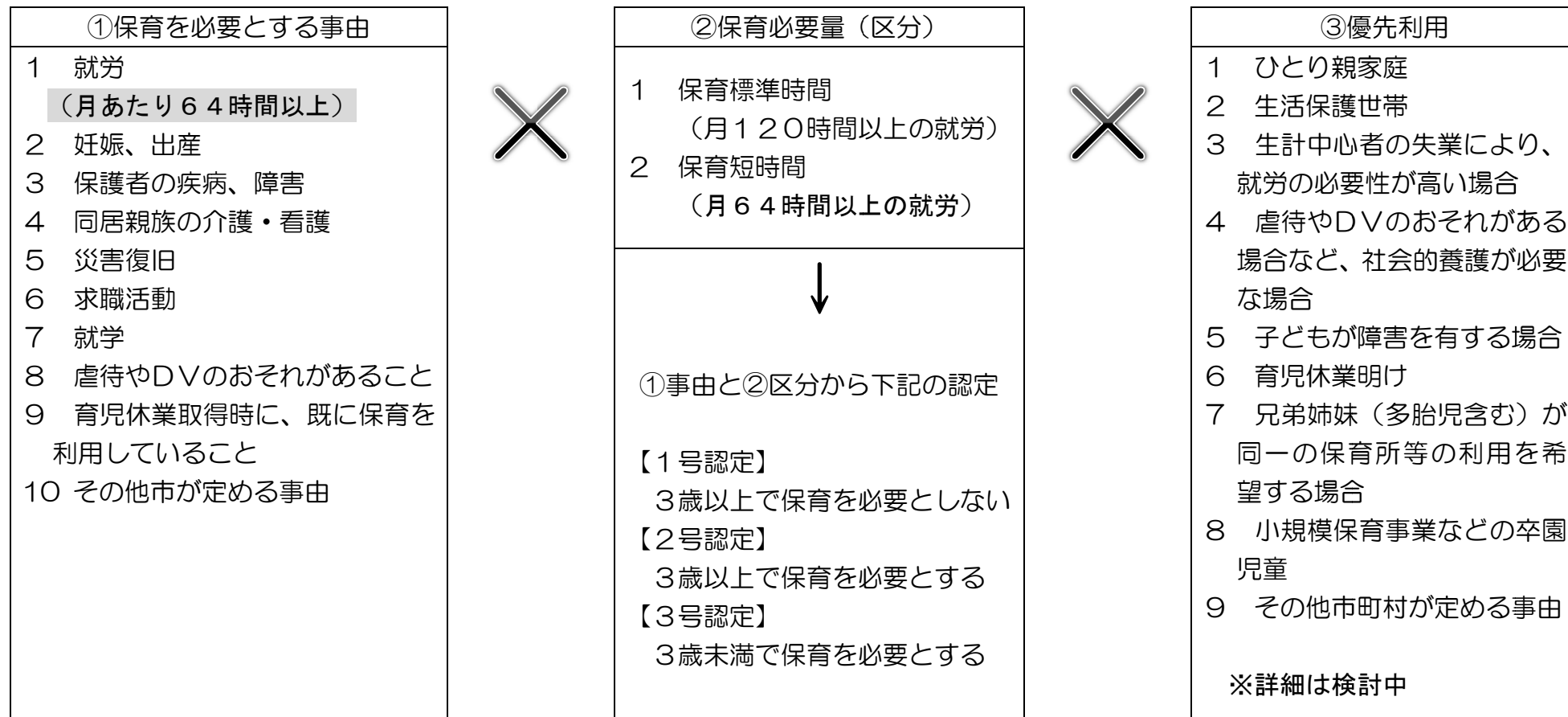
	市・現行基準	国の案	市・新基準（検討中）
優先利用	1 ひとり親家庭	1 ひとり親家庭	国の案と同じ
	2 生活保護家庭	2 生活保護世帯	
	3 地域、家庭の危険度及び経済的困窮	3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	なお、市が独自に用いている基準については継続していく（6か月以上の待機、両親不存在）。
	4 6か月以上待機している	4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	※検討中のもの
	以下は運用において補足点としている事項	5 子どもが障害を有する場合	・同居祖父母の有無（健康状態等を考慮）
	5 両親とも不存在	6 育児休業明け	・保育士等の子ども（人材確保の点で必要と考えられる場合）
	6 育児休業明け	7 兄弟姉妹（多胎児含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合	・減点の取扱い（加点以外に減点も実施している）
	7 兄弟姉妹（多胎児含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合	8 小規模保育事業などの卒園児童	
	8 小規模保育事業などを利用して待機	9 その他市町村が定める事由	
9 その他市長が認める事由			

※以下は、現在検討中です。

- ▶ 同居の祖父母（65歳以下に限る）の優先利用の取扱い。
（現在、同居祖父母に対して課されている就労要件が新制度では撤廃されます。しかし、優先利用の取扱いにおいては、考慮する必要があると考えています）
- ▶ 保育士等の子どもの優先利用
（人材確保・育成や就業継続等の観点から、優先利用とすることを検討しています）
- ▶ 基準指数の減点の取扱い
（加点以外に減点も実施しており、その取扱いについて検討しています）

5 まとめ

保育の必要性の認定について



保育の必要性認定・指数（優先順位付け） → 利用調整へ

◎計画の骨子案等について

1. 子育て応援プラン（子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画）の骨子案

【子ども・子育て支援事業計画】

第1章 計画策定にあたって

1. 本市のこれまでの取り組み
2. 本計画の策定にあたって
3. 計画の位置づけ
4. 計画の期間
5. 計画策定の体制

第2章 袖ヶ浦市の現況

1. 市と地域の状況
2. 市内の子育て環境の現状
3. 調査や取り組みの評価から見える課題

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念、基本方針
2. 計画の基本的な視点と方向性
3. 施策の体系

第4章 サービス提供の見込みと確保の方策（子ども・子育て支援事業計画）

1. 教育保育提供区域の設定
2. 子ども・子育て支援事業計画に定める新サービス
3. 国の定める推計の項目と量の見込み
4. サービス提供の見込みと確保の方策
 - ①幼児期の学校教育・保育（平日日中の教育・保育）
 - ②地域子ども・子育て支援事業（その他事業）
 - ③幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

第5章 計画の推進体制

1. 計画推進体制の構築
2. 関係機関との連携強化
3. 計画の内容と実施状況の公表
4. 事務・事業評価と事業の見直し

————☆————☆————☆————☆————☆————

【次世代育成支援行動計画】

次世代育成支援行動計画施策と事業

1. 地域における子育ての支援
2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
4. 子育てを支援する生活環境の整備
5. 職業生活と家庭生活との両立の支援
6. 子どもの安全の確保
7. 要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

※__の部分は、子ども・子育て支援事業計画において必須記載事項となっている部分です。

2. 新計画における基本理念、基本方針についての考え方

○ 子ども・子育て支援法に基づきつつ、次世代育成支援行動計画からの取り組みを継続する

本市における現行の次世代育成支援行動計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年度よりスタートし、平成22年度には後期計画として、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組むため策定されました。現行計画であるこの計画においては、市が実施している施策や事業について、毎年推進状況を検証し、その結果を翌年以降の実施に反映させる動き（PDCAサイクル）が始まっています。

このたび策定する子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画は、このうちの幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を中心としたもので、子ども・子育て支援法の第一条にも「児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって」とあるように、子育て分野のすべてをカバーするものとはなっていません。

一方、10年間の時限立法となっていた次世代育成支援対策推進法は平成26年4月に10年間の有効期間の延長がなされました。本市においても、子育ての中核をなすものとして新計画を策定したいと考えているため、子ども・子育て支援法に基づきつつ、現行の次世代育成支援行動計画を引き継ぎ、これまで行ってきたPDCAサイクルを継続しながら、よりよい子育て環境づくりを目指したいと考えています。

○ 計画の基本理念

「自立と協働」
～子どもとその家庭、それを支える地域の人々の
笑顔のかがやくまちをめざして～

望ましい子育て環境は、単に保育サービスや子育て支援メニューを充実したり、子育て家庭への経済的支援をするだけで実現できるものではありません。

「家庭」、「地域」、「行政」が少子高齢社会の現状と問題点について正しく認識した上で、それぞれの責任と立場で子育て環境推進に取り組むことが必要です。

このため、「家庭」は、次代を担う子どもを育成する第一義的責任を自覚して子育てや家庭教育に努めなければなりません。「地域」は、以前より困難性が増している子育て環境についての理解を深め、子どもや子育て家庭を支援することが求められています。「行政」は、子育てをめぐる問題全般を把握し、解決に向けた施策を「家庭」「地域」とともに推進していくことが必要です。

そして、これら三者が自立し協働して、子育てをめぐる様々な課題解決に取り組んでいくことは、これからの子育て環境推進のためにならざる重要なことでもあります。そのため、新しく策定する「子ども・子育て支援事業計画」においても、基本理念を『「自立と協働」～子どもとその家庭、それを支える地域の人々の笑顔のかがやくまちをめざして』と定めることとします。

○ 計画の基本方針

現行計画である次世代育成支援後期行動計画での7項目の基本指針は、目標達成を目指して引き続き継続されるべきものと考えます。そのため、新計画においてもこれら7項目に若干の修正を加え基本方針として掲げます。

- (1) 結婚・出産・子育てが、持続可能な社会実現のため重要な価値を持つものであることを、地域住民が共通して認識するまちを目指します。
- (2) 家庭・地域・行政が一体で少子化対策に取り組み、活力ある地域社会を目指します。
- (3) 子育て、子育て環境のさらなる向上に努めます。
- (4) 子どもと親がともに育ちあう場の充実に努めます。
- (5) 子どもの人権を尊重し、子どもの幸せを第一に考えます。
- (6) 利用者の視点に立った子育て情報の提供を行い、相談に応じます。
- (7) 子育てが終わった後も住み続けたいと思える、トータルバランスの優れたまちを目指します。

3. 新計画における施策の体系

現在、現行計画である次世代育成支援後期行動計画についての平成25年度の諸事業の評価を行っています。そのため、新計画における施策の体系については、諸事業の評価を元にお示しする予定です。現時点においては、計画の体系としては先に示したような骨子案を想定しており、具体策を担うことになる施策の体系については大幅な変更は考えておりません。

子ども・子育て分野のニーズ量の見込みとその確保策について

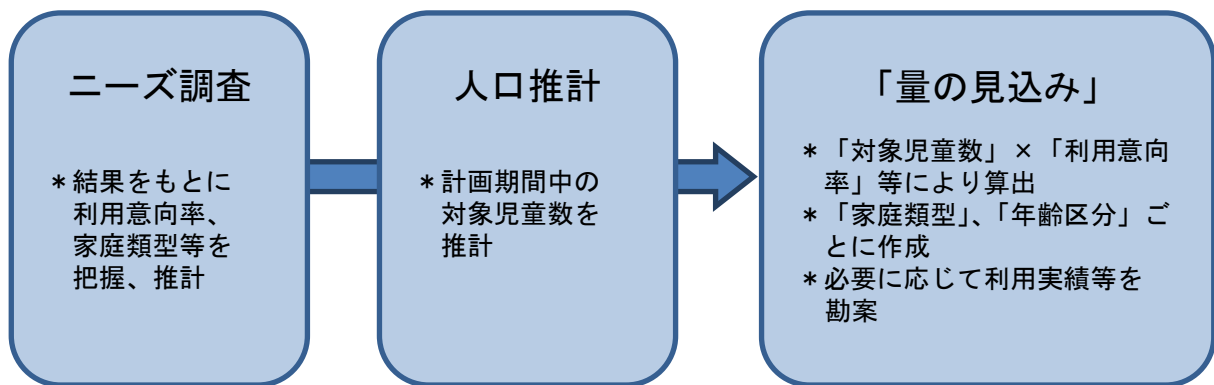
暫定版

※ニーズ量の見込み及び確保策について暫定的なものであり、今後変更があります。

1. 見込むべき項目と方法

(1) ニーズ量の見込み方

「量の見込み」の算出にあたっては、国から「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」が示されており、市においても平成25年度にニーズ調査を実施しており、その結果から、この手引きに準じて算出致します。



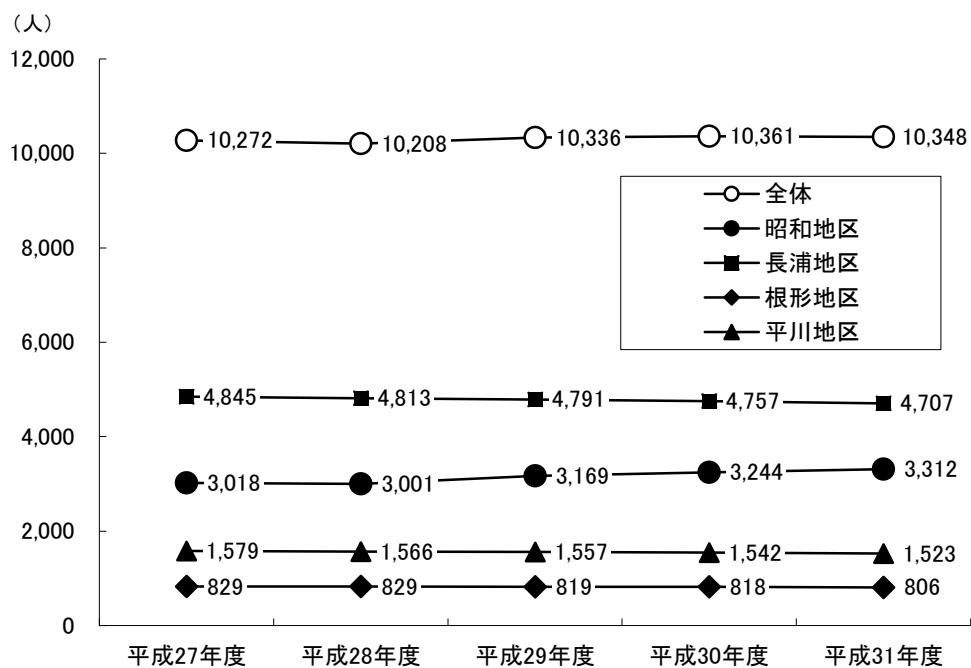
- 人口推計に昭和地区の袖ヶ浦駅海側土地区画整理を見込んでいる。
- 国の手引きに従い家庭類型を導く条件を厳密に適用すると、対象外となる回答者が非常に多く、また、実際の市民の父母の就労状況と大きく食い違っているのではないかと考えられる結果となったため、条件を緩和し、対象外を減らした。
- 人口推計と家庭類型が変化したことにより、対象児童数や利用意向率等にも違いが出ており、量の見込み自体も変化がみられる。

なお、これらの方法を経ても、算出されたニーズ量が非常に大きくなっていると思われる算出項目もあるため、それらのサービスについては、必要に応じて利用実績等を勘案するなどの方法を通じて量の確保を行います。

(2) 人口推計

袖ヶ浦市の総人口は6万人を超えたあたりで推移を続けており、今後の推計においても大きな減少や、急激な増加は見込まれず、17歳以下の人口の今後の推計においても、やや減少する傾向にあります。地区別では、今後昭和地区で袖ヶ浦駅海側土地区画整理に伴う人口増が予想されますが、それを加えてもおおよそ横ばい程度にとどまるものと見られます。

■平成27年度以降の17歳以下の地区別人口推計



(3) 国の定める対象事業と市で該当する事業

国から示されている「量の見込み」を求めるべき事業は以下の項目です。これまでの子ども・子育て分野においては、国の法律等のもと、全国の市町村において、それぞれの実態や特長を活かした取り組みを進めております。(例えば同じ名称の事業でも国で表示されているものと本市で実施されているものに若干違いが見られることもあります。)

国で定める対象事業	ニーズ 量算出	市で該当する事業
■教育・保育の量の見込み		
教育標準時間認定	○	幼稚園(※1 認定こども園)
保育認定①	○	幼稚園(※1 認定こども園)
保育認定②	○	保育所(園)(※1 認定こども園)
保育認定③	○	保育所(園)(※1 認定こども園)、地域型保育
■地域子ども・子育て支援事業		
時間外保育事業	○	延長保育事業(※2)
放課後児童健全育成事業	○	放課後児童クラブ
子育て短期支援事業	○	ショートステイ(※3 トワイライトステイ)
地域子育て支援拠点事業	○	子育て支援センター、ふれあい広場・園庭開放
一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を 対象とした一時預かり	○	幼稚園で実施している「預かり保育」
一時預かり事業 ・その他	○	保育所で実施している「一時的保育」・「休日保育」、 「ファミリー・サポート・センター」のうち5歳 以下の利用
病児保育事業	○	病後児保育「マミー」
子育て援助活動支援事業	○※4	「ファミリー・サポート・センター」(小学生以上)
利用者支援事業	—	
妊婦に対する健康診査	—	
乳幼児家庭全戸訪問事業、 養育支援訪問事業等	—	

※1 平成26年度時点では設置・運営されていません。

※2 本市では無料で実施している「時間外保育事業」がありますが、ニーズ量や確保策としては有料の「延長保育事業」の部分について行います。

※3 国の見込みではトワイライトステイは「一時預かり事業 その他」の方で見ることになりますが、本市ではショートステイとトワイライトステイを「子育て短期支援事業」して実施しており、数値的にも大きな影響がないため、本事業で見込みます。

※4 国の「子育て援助活動支援事業」の見込みでは、ファミリー・サポート・センターの量の見込みは小学生を対象に調査を実施した自治体のみとなっているため、本市ではファミリー・サポート・センターについては「一時預かり事業 その他」のサービスとして見込みます。

(4)「ニーズ量」と実際の見込み

今回の見込みにあたっては、先に述べたとおり、「国の手引き」に基づいたニーズ量を判断基準として使用しています。しかし、ニーズ調査ではその性質上、本当に必要とされている“真の”ニーズよりも意向が高く出ていると思われる場合があったり、逆に算出上では0、つまりニーズがないとなってしまいう場合もあります。一方、こうして各自治体で実施した調査結果をまとめることで、国では各自治体全体のおおまかな傾向を見ることができます。

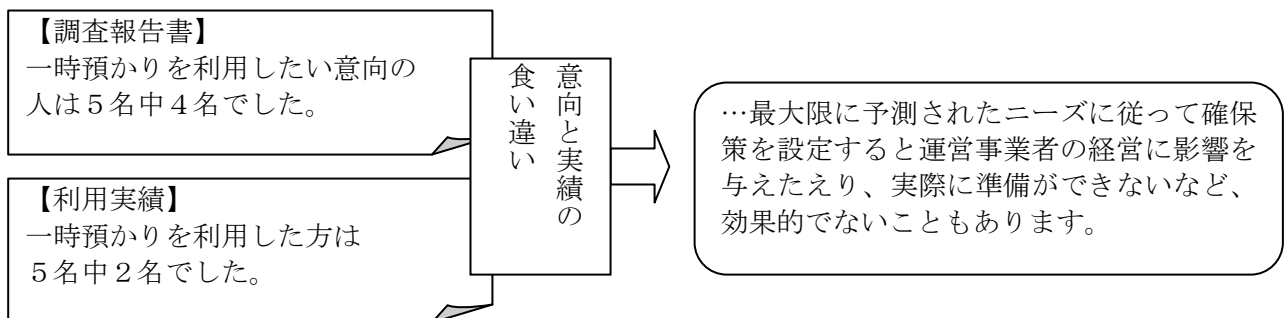
市における実際の必要量の見込みを行う本来の目的は、市内における子ども・子育てを行っている方に各種サービスを適切に利用いただくことにあります。そのため、ニーズ量については判断基準のひとつとして注視しつつ、これまでのサービス提供のあり方や地域の声などを勘案して、総合的に確保策などを打ち出します。

～～アンケート調査「のみ」から量を測るのは難しい～～

■同じ回答でもその内容はさまざま

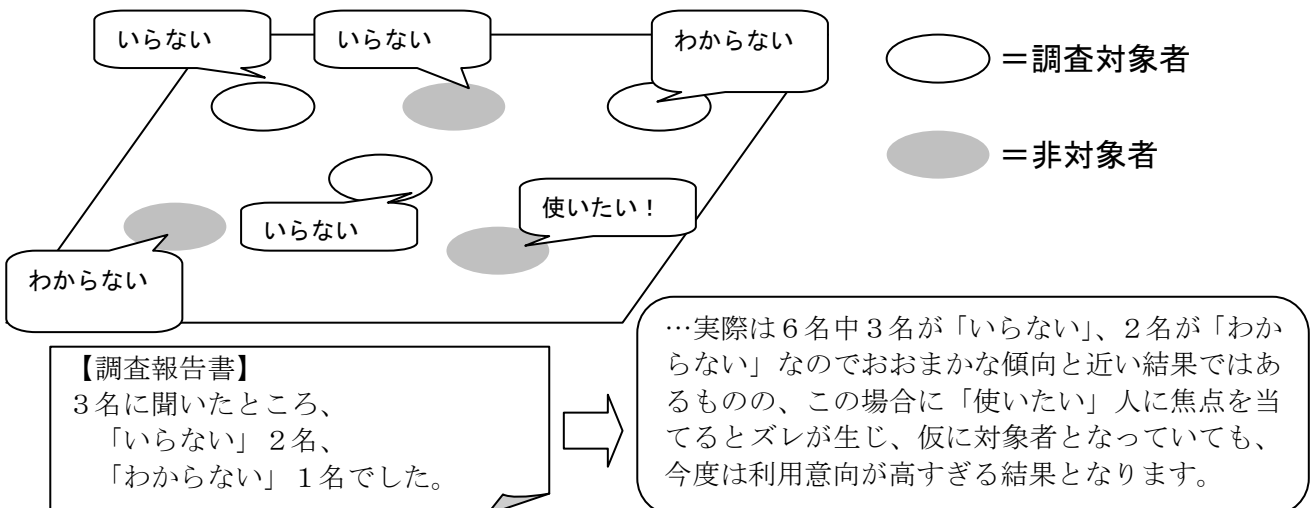
例)「緊急時に一時的に預かってほしいですか。」とたずねたところ…

Aさん：[緊急時にみてもらえる人がいないから必要]	→ 「はい」 …実際に「使った」
Bさん：[自分も祖父母も家にいるので不要]	→ 「いいえ」 …実際に「使っていない」
Cさん：[出張等家を空けることがあるので、必要]	→ 「はい」 …実際に「使った」
Dさん：[いざという時に、あるに越したことはない]	→ 「はい」 …実際に「使っていない」
Eさん：[無料で預けられるなら使いたい]	→ 「はい」 …実際に「使っていない」



■標本調査はおおまかな傾向をみるのが得意、小さなニーズは汲み取りにくい

例) 6名から3名を抽出して「あるサービスを使いたいですか?」とたずねたところ…



2. 教育・保育の量の見込み

(1) 概要について

子ども・子育て支援法では、保護者からの申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります。(子ども・子育て支援法第19条等)

この認定については以下の3通りとなります。

認定区分	給付内容	施設・事業
○1号認定 満3歳以上の学校教育のみの就学前子ども (保育の必要性なし)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
○2号認定 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた 就学前子ども(保育を必要とする子ども)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
○3号認定 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた 就学前子ども(保育を必要とする子ども)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

■地区別の施設(平成26年度)

地区	保育所	幼稚園	認可外保育施設
昭和	市立福王台保育所 私立昭和保育園	市立今井幼稚園	みらいっ子る一む
長浦	市立久保田保育所 私立長浦保育園 私立白ゆり保育園	私立袖ヶ浦桜ヶ丘幼稚園 私立蔵波台さつき幼稚園	房総ヤクルト販売長浦センター(長浦保育室) すみかキッズちば キッズガーデンひまわり 保育園
根形	市立根形保育所		
平川	市立平川保育所 市立吉野田保育所	市立中川幼稚園	

(2) これまでの実績

■幼稚園の利用実績

市内には公立幼稚園2箇所、私立幼稚園2箇所があります。この3年の入所率は70%台で推移しており、どの幼稚園も微減微増の横ばい傾向にあります。中川幼稚園だけは毎年約10%ずつ入所率が減っています。

(入園：人、定員：人、入所率：%)

地区	名称	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
		入園	定員	入所率	入園	定員	入所率	入園	定員	入所率
昭和	市立今井幼稚園	200	210	95.2%	197	210	93.8%	194	210	92.4%
平川	市立中川幼稚園	135	210	64.3%	116	210	55.2%	93	210	44.3%
合計(市立幼稚園)		335	420	79.8%	313	420	74.5%	287	420	68.3%
長浦	私立袖ヶ浦桜ヶ丘幼稚園	169	200	84.5%	170	200	85.0%	171	200	85.5%
長浦	私立蔵波台さつき幼稚園	210	340	61.8%	237	340	69.7%	227	340	66.8%
合計(私立幼稚園)		379	540	70.2%	407	540	75.4%	398	540	73.7%
市内幼稚園 合計		714	960	74.4%	720	960	75.0%	685	960	71.4%

※私立幼稚園の入園者数は市外からの入園者数も含まれています。

■保育所の利用実績

市内には公立保育所5箇所、私立保育園3箇所があります。この3年では、私立白ゆり保育園の定員数が40から99へと増加しています。平成24年度及び平成25年度には、平川地区の2箇所を除いて、いずれの地区でも入所率は100%を超えています。

(入所：人、定員：人、入所率：%)

地区	名称	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
		入所	定員	入所率	入所	定員	入所率	入所	定員	入所率
昭和	市立福王台保育所	127	120	105.8%	134	120	111.7%	124	120	103.3%
長浦	市立久保田保育所	134	120	111.7%	137	120	114.2%	126	120	105.0%
根形	市立根形保育所	108	90	120.0%	106	90	117.8%	100	90	111.1%
平川	市立平川保育所	85	90	94.4%	86	90	95.6%	79	90	87.8%
平川	市立吉野田保育所	71	90	78.9%	69	90	76.7%	61	90	67.8%
合計(市立保育所)		525	510	102.9%	532	510	104.3%	490	510	96.1%
昭和	私立昭和保育園	101	90	112.2%	101	90	112.2%	102	90	113.3%
長浦	私立長浦保育園	157	130	120.8%	169	130	130.0%	149	130	114.6%
長浦	私立白ゆり保育園	37	40	92.5%	77	60	128.3%	113	99	114.1%
合計(私立保育園)		295	260	113.5%	347	280	123.9%	364	319	114.1%
市内保育所(園) 合計		820	770	106.5%	879	790	111.3%	854	829	103.0%

※入所者数は市外からの入所者数も含まれています。

※私立白ゆり保育園は、25年9月に定員が120名に変更となっています。

■新計画期以降の提供イメージについて

来年度以降の教育・保育施設の提供については、基本的に幼稚園・保育所を中心に行います。

平成26年9月現在、本市で運営を行っている認定こども園はありません。本計画の策定に合わせて、市内の幼稚園、保育所に平成27年度以降の認定こども園への移行についてたずねたところ、長浦地区の私立長浦保育園（平成26年度現在定員130名）のみが現在移行を考えていると回答していますが、移行時期が未定のため、現時点では保育所の利用を中心とした施設として見込みます。

本市においては、保育所の利用率が高く定員数を上回っている一方、幼稚園の利用率が定員を下回っている現状となっていることなどから、認定こども園への移行など、子ども・子育て支援新制度の周知を図ります。

[新計画策定後の提供イメージ]（定員は平成27年度予定のもの、単位：人）

認定	施設	地区	施設名	定員	地区別 施設別 合計	施設別 合計
1号認定 2号認定 の一部	幼稚園	昭和	市立今井幼稚園	210	210	960
		長浦	私立袖ヶ浦桜ヶ丘幼稚園	200	540	
		長浦	私立蔵波台さつき幼稚園	340		
		平川	市立中川幼稚園	210	210	
1号認定 2号認定 3号認定	認定こども園	長浦	私立長浦保育園※1	130	130	130
2号認定 3号認定	保育所	昭和	市立福王台保育所	120	330	840
		昭和	私立昭和保育園	90		
		昭和	私立(仮称)神納保育園※2	120		
		長浦	市立久保田保育所	120	240	
		長浦	私立白ゆり保育園	120		
		根形	市立根形保育所	90	90	
		平川	市立平川保育所	90	180	
		平川	市立吉野田保育所	90		
3号認定 (地域型 保育)	小規模保育A型	長浦	※2	19	34	
	小規模保育C型	昭和	※2	10		
	家庭的保育	昭和	みらいっ子る一む ※3	5		

※1：移行時期は未定となっています。

※2：平成27年度開所を予定しています。

※3：家庭的保育の「みらいっ子る一む」は、事業の存続について検討しています。

■認可外保育施設の扱いについて

市内には平成26年4月時点で4箇所の認可外保育施設があります。

これらの来年度以降の提供については、子ども・子育て支援法下で地域型保育として実施されるもの（前ページに記載）、市より補助を受けずに運営されるものに分かれます。

これらの施設のうち、地域型保育として実施されるものについては、3号認定の確保策として掲載してまいります。その他の施設については、認可外保育施設として引き続き運営を行うため、市が提供時期や体制について責任を持つことができないこともあるため、これらについては記載しません。

また、新規に保育所が整備されるまでの間、増加するニーズに対応するため実施されてきた「みらいっ子る一む」については、私立（仮称）神納保育園の開設が27年度に予定されているため、事業の存続について検討しています。

■市内施設と市外施設、市内利用者と市外利用者について

乳幼児期の教育・保育については、その性質上、市内の施設と市外の施設を利用することが可能です。そのため、本市にお住まいで市外の施設を利用する方や、市外にお住まいでも条件により市内の施設を利用される方が見られます。

今回行う「量の見込み」においては、市内の施設が必要量に対して十分提供されていることを目的に行うため、市内の施設について市外にお住まいの利用者がこれまでも一定数認められている事業については計画書に盛り込み、一方で、市外の施設を利用されている利用者については、それぞれの市町村の確保に資する方向のものとなるため、これを記載しません。

	市内の施設	市外の施設
市内にお住まいの利用者	見込む	見込まない
市外にお住まいの利用者	見込む	対象外

(3) ニーズ量の見込み

■ニーズ量の見込み（全体と地区別）

年度	年齢	0歳	1～2歳	3～5歳		
	認定	3号認定		2号認定		1号認定
	主な施設	保育所 地域型保育 認定こども園	保育所 地域型保育 認定こども園	保育所 認定こども園	幼稚園	幼稚園 認定こども園
27	昭和	17	206	175	54	222
	長浦	20	258	299	79	280
	根形	3	43	41	14	51
	平川	5	60	82	21	71
	全体	45	567	597	168	624
	保・幼計	1209			792	
	対象者数	467	1103	1606		
28	昭和	17	196	182	56	231
	長浦	20	244	312	82	291
	根形	3	41	43	15	53
	平川	5	56	86	22	74
	全体	45	536	622	175	650
	保・幼計	1203			825	
	対象者数	459	1044	1673		
29	昭和	18	200	191	59	245
	長浦	19	232	311	82	289
	根形	3	39	43	15	53
	平川	5	52	86	22	73
	全体	45	523	631	178	660
	保・幼計	1199			838	
	対象者数	461	1019	1699		
30	昭和	18	204	200	62	256
	長浦	19	228	315	82	293
	根形	3	38	43	15	54
	平川	5	50	87	22	72
	全体	45	520	645	182	675
	保・幼計	1210			857	
	対象者数	459	1012	1737		
31	昭和	18	208	199	62	254
	長浦	19	223	302	79	280
	根形	3	38	42	14	51
	平川	5	48	82	21	68
	全体	45	517	625	176	653
	保・幼計	1187			829	
	対象者数	457	1007	1682		

■ニーズ量と確保策

○平成 27 年度

年齢		0 歳	1～2 歳	3～5 歳	
認定		3号認定		2号認定	1号認定
推計児童数		467	1,103	1,606	
ニーズ量 (A)		45	567	597	624
定員	幼稚園	970		960	
	保育所				
	特定地域型保育事業			29	
確保策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	37	279	616	420
	(市外の利用)	2	11	25	0
	確認を受けない幼稚園			497	
	(市外の利用)			43	
	特定地域型保育事業	9	20		
	(市外の利用)	0	0		
確保策合計 (B)		48	310	641	960
差 (B-A)		3	△257	44	168

○平成 28 年度

年齢		0 歳	1～2 歳	3～5 歳	
認定		3号認定		2号認定	1号認定
推計児童数		459	1,044	1,673	
ニーズ量 (A)		45	536	622	650
定員	幼稚園	970		960	
	保育所				
	特定地域型保育事業			29	
確保策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	37	279	616	420
	(市外の利用)	2	11	25	0
	確認を受けない幼稚園			497	
	(市外の利用)			43	
	特定地域型保育事業	9	20		
	(市外の利用)	0	0		
確保策合計 (B)		48	310	641	960
差 (B-A)		3	△226	19	135

○平成 29 年度

年齢		0 歳	1～2 歳	3～5 歳	
認定		3号認定		2号認定	1号認定
推計児童数		461	1,019	1,699	
ニーズ量 (A)		45	523	631	660
定員	幼稚園	970		960	
	保育所				
	特定地域型保育事業	29			
確保策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	37	279	616	420
	(市外の利用)	2	11	25	0
	確認を受けない幼稚園			497	
	(市外の利用)			43	
	特定地域型保育事業	9	20		
	(市外の利用)	0	0		
確保策合計(B)		48	310	641	960
差 (B-A)		3	△213	10	122

○平成 30 年度

年齢		0 歳	1～2 歳	3～5 歳	
認定		3号認定		2号認定	1号認定
推計児童数		459	1,012	1,737	
ニーズ量 (A)		45	520	645	675
定員	幼稚園	1090		960	
	保育所				
	特定地域型保育事業	29			
確保策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	42	315	695	420
	(市外の利用)	2	11	25	0
	確認を受けない幼稚園			497	
	(市外の利用)			43	
	特定地域型保育事業	9	20		
	(市外の利用)	0	0		
確保策合計(B)		53	346	720	960
差 (B-A)		8	△174	75	103

○平成31年度

年齢		0歳	1～2歳	3～5歳	
認定		3号認定		2号認定	1号認定
推計児童数		457	1007	1682	
ニーズ量 (A)		45	517	625	653
定員	幼稚園				960
	保育所	1090			
	特定地域型保育事業	29			
確保策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	42	315	695	420
	(市外の利用)	2	11	25	0
	確認を受けない幼稚園				497
	(市外の利用)				43
	特定地域型保育事業	9	20		
	(市外の利用)	0	0		
確保策合計(B)		53	346	720	960
差 (B-A)		8	△171	95	131

(4) 確保方策について

○保育所を中心とした利用について（3号認定、2号認定の一部）

保育所を中心とした利用についてのニーズ量は、各号認定、または年齢について、国により定められた方法を用いて算出しています。このうち、1～2歳児についてはこれまでの利用実績と照らし合わせると、本来のニーズよりも高い意向となっているのではないかと推測され、ニーズ量と確保策の間に大きな不足があるように見えますが、今後急激な利用希望の増加は想定していません。

国により定められた方法に基づく待機児童数は、平成26年9月現在1名となっています。保育所を中心とした利用については、過去の実績を見ると、一部を除いて利用定員を上回る状態が続いており、人口推計からも今後もこの状況が続くと思われま

す。人口推計において増加が予想される昭和地区においては、平成27年度に私立（仮称）神納保育園の開設を予定しています。また、平成30年度を目途に定員120名の保育を中心とした施設の整備を1箇所予定し、今後のニーズの増加に備えます。新規施設については、ニーズ調査の結果から認定こども園の希望は低いものの、市民の様々なニーズに対応するため検討してまいります。なお、今後、平川地区の人口減少が見込まれることから、平川地区の保育・教育提供施設の統合化について、計画期間内に検討していきます。

○幼稚園を中心とした利用について（1号認定、2号認定の一部）

幼稚園を中心とした利用についてのニーズ量についても、保育所と同様の方法を用いて算定し、過去の利用実績を勘案して見込みを行っています。

過去の実績を見ると、市内の幼稚園の利用率については過去3年のいずれも7割台にとどまっているため、今後の提供量については、定員数とします。来年度以降の利用に際しては、申し込みという形で市の窓口で相談を受けるため、幼稚園の利用についても積極的に案内し、経過を見ることで次期以降の計画において、必要に応じたニーズ提供を行います。

既存の私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度や認定こども園への移行の確認を行うとともに、計画期間内に公立幼稚園の定員数の見直しを検討します。また、今後、平川地区の人口減少が見込まれることから、平川地区の保育・教育提供施設の統合化について、計画期間内に検討していきます。

○特定地域型保育事業について（3号認定）

特定地域型保育事業については、これまで法的な位置づけが弱いものや、利用実績のない施設があるため、定員数を確保策として見込みつつ、市民のニーズにきめ細かく対応し、地域における様々な預け方の手段が今後確保されていくよう検討していきます。

3. 地域子ども・子育て支援事業の見込み

(1) 時間外保育事業

①事業の概要

時間外保育事業について、本市では無料で実施している「時間外保育事業」と有料で実施している「延長保育事業」があります。このうち、ニーズ量としては「延長保育事業」を想定して見込みます。

延長保育事業については、平日はすべての保育所で実施していますが、土曜日は現在運営されている8箇所の保育所のうち、5箇所のみで実施されています。

②これまでの実績

延長保育事業	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年間実利用者数(人)	322	494	423

③ニーズ量の見込み

(年間の実利用者数:人)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
ニーズ量 (A)	741	741	742	749	734
提供量 (B)	622	622	622	734	734
差 (B-A)	△119	△119	△120	△15	0

④確保方策について

時間外保育事業については、現在すべての保育所(園)で実施しており、ニーズ量についても今後は緩やかに減少することが見込まれます。

平成27年度及び平成30年度に施設等の整備・開設を見込んでいることから、提供保育施設は増加します。そのため、今後はニーズに適切に対応しつつ、各年度ごとの利用状況を見ながら適切に事業を実施します。

(2) 放課後児童健全育成事業

①事業の概要

放課後児童クラブは、放課後、就労等の理由で家庭に保護者がいない子どもたちが、安全で楽しい時間を過ごすための施設で、平成26年4月には昭和地区（学童保育所たからじま）及び長浦地区（長浦第二放課後児童クラブ）に新たに放課後児童クラブが設置され、全体で13箇所開設されています。

②これまでの実績

■市内にある全放課後児童クラブの月末登録児童数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
各月あたりの平均登録者数の合計(人)	406	447	493

③ニーズ量の見込み

○ニーズ量(全体と地区別)

(月当たりの実利用者数:人)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
■低学年(1～3年生)ニーズ量(A)	400	387	405	393	412
■高学年(4～6年生)ニーズ量(A')	185	189	190	202	197
ニーズ量 全体 (A+A')	585	576	595	594	608
昭和地区	155	153	159	159	163
長浦地区	316	311	321	321	328
根形地区	39	38	40	39	40
平川地区	76	74	76	75	76

○ニーズ量と確保策

(月当たりの実利用者数:人)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
ニーズ量 全体 (A+A')	585	576	595	594	608
確保方策・提供量 (B)	550	560	610	610	610
差 (B-A+A')	△35	△16	15	16	2

④確保方策について

放課後児童健全育成事業については、市内の小校区ごとに実施されています。高学年のニーズについては、増減はあるものの、平成30年度にはピークを迎えることが見込まれ、低学年と高学年を合わせた全体のニーズは急激ではないものの増加傾向が見られます。

今後の確保策としては、近年開設が相次いだことやこれまでの実績の伸びから、平成27年度で550名、平成28年度で560名とし、平成29年度以降は施設整備を予定することから610名とします。また、今後も申し込みに対し適切に対応できる環境を整えるため、各クラブ間の連携に努めるとともに、類似事業である「放課後子ども教室」などの利用案内も行います。

また、施設整備について、施設規模（大規模化）や面積など、環境改善を要する状況にあることから、新たな施設整備を長浦地区内の蔵波小校区で予定しております。

なお、今後の施設整備を検討するに当たりましては、学校施設の活用も踏まえた総合的な観点から検討します。

(3) 子育て短期支援事業

①事業の概要

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う、子育て短期支援事業として、「ショートステイ」及び「トワイライトステイ」を平成26年4月より実施を開始しました。(対象児童年齢は満2歳から中学生まで)

②これまでの実績

平成26年度より実施しているため、平成25年度までの実績はありません。

③ニーズ量の見込み

(年間の延べ利用量:人日)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
ニーズ量 全体 (A)	65	65	65	65	64
確保方策・提供量 (B)	65	65	65	65	64
差 (B-A)	0	0	0	0	0

④確保方策について

子育て短期支援事業については、平成26年度より開始のため実績はありませんが、地域において安心して預けられることを望む声は、ニーズ調査等からも多く寄せられています。

そのため、今後はニーズに適切に対応しつつ、各年度ごとの利用状況を見ながら適切に施策を実施します。

(4) 地域子育て支援拠点事業

①事業の概要

市内では私立保育園へ委託して実施している「子育て支援センター」や、公立保育所で実施している「なかよし広場」がこれにあたります。また、平成26年度からは「子育て支援センター」の機能を持つ子育て中の親子が気軽に利用できる「そでがうらこども館」で、育児に関するアドバイスや育児情報の提供を専門の保育士が行ったり、うちとけた雰囲気の中でお子さんを遊ばせたり、親同士が交流し情報交換もできます。

②これまでの実績

【子育て支援センター】（年間利用者数：人）

地区		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
昭和	私立昭和保育園「ぱる」	2,768	3,028	2,693
長浦	私立長浦保育園「すまいるらんど」	2,891	2,291	2,852
長浦	私立白ゆり保育園「ゆうゆう白ゆり」	(24 年度より運営)	1,132	1,641
平川	市立吉野田保育所※	813	1,762	1,949
昭和	市立そでがうらこども館			(26 年度より運営)
合計		6,472	8,213	9,135

※吉野田保育所で通年常設で実施されていた子育て支援センターは、平成26年度よりなかよし広場として実施されます。

【なかよし広場】（年間利用延べ人数：人）

地区		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
昭和	市立福王台保育所	138	118	124
長浦	市立久保田保育所	143	139	82
根形	市立根形保育所	265	175	208
平川	市立平川保育所	159	155	81
合計		705	587	495

③ニーズ量の見込み

(年間の利用量:人日)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
ニーズ量 (A)	5,261	5,037	4,959	4,929	4,906
子育て支援センター 提供量(B)	9,135	9,135	9,135	9,135	9,135
なかよし広場 提供量(B')	495	495	495	495	495
提供量 合計 (B+B')	9,630	9,630	9,630	9,630	9,630
差 (B+B'-A)	4,369	4,593	4,671	4,701	4,724

④確保方策について

地域子育て支援拠点事業については、[地域子育て支援拠点事業を利用している]（ニーズ調査報告書 67 ページ）と回答した方の人数と、[地域子育て支援拠点事業の利用意向]（ニーズ調査報告書 68 ページ）で「利用していないが、今後利用したい」と回答した方の人数を、回答者全体の人数で割ったものを『利用意向率』として対象者数を導き、これに、それぞれの月あたり平均利用回数をかけたものをニーズ量としております。

ニーズ量の傾向としては、おおむね現状より減少していく見込みとなっておりますが、今後も地域子育て支援センターのような地域の中での気軽な相談先についてのニーズは高いことが見込まれますが、平成 26 年 4 月にはそでがうらこども館を新たに開設して拠点を増やしており、今後も適切に対応し、事業の充実を図ります。

(5) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

①事業の概要

現時点では、市内の幼稚園のうち、私立の2箇所で保護者の状況や地域の実情に応じて、預かり保育を行います。

②これまでの実績（年間の延べ利用者数：人）

地区	名称	実施の有無	平成23年	平成24年	平成25年
長浦	私立袖ヶ浦桜ヶ丘幼稚園	あり(無料)	3,012	3,861	3,471
長浦	私立蔵波台さつき幼稚園	あり(有料)	3,618	4,051	3,857
合計			6,630	7,912	7,328

③ニーズ量の見込み

(年間の利用量:人日)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育) (A)	8,538	8,895	9,033	9,235	8,942
2号認定による定期的な利用 (A')	3,902	4,065	4,128	4,220	4,087
ニーズ量の合計 (A+A')	12,440	12,960	13,161	13,455	13,029
提供量 (B)	7,912	7,912	7,912	10,470	13,029
差 (B-A+A')					

④確保方策について

幼稚園における在園児を対象とした一時預かりについては、幼稚園を利用している人（ニーズ調査報告書45ページ）で、[不定期事業を利用したい]人（ニーズ調査報告書73ページ）、または[一時預かりを利用している]人（ニーズ調査報告書70ページ）と、その平均日数をかけあわせたものがニーズ量となっています。

また、2号認定にあたる定期的な利用では、国の手引きではニーズ調査結果から2号認定の子どもが毎日（両親が働いている）通年で預かり保育を利用していることを前提に算出されるため見直しを行いました。なお実際の利用より高いものと考えられます。

既設の幼稚園において預かり保育を新たに実施するにあたっては、人員の確保をはじめとする様々な準備が運営主体に必要となります。

そのため、今後、預かり保育のニーズの確保に向けて、現在預かり保育を実施していない幼稚園が同事業を進めるにあたっては、各幼稚園の保護者に意向調査を行った上で、ニーズがあれば事業の検討を行います。

(6) 一時預かり事業（その他の一時預かり）

(5) で想定されている幼稚園在園児対象の預かり保育を除き、市で実施している一時預かり事業としては、保育園で実施している「一時的保育」、「休日保育」、登録をした会員が利用できる「ファミリー・サポート・センター」などが挙げられます。

定期的な預け方となる「教育・保育の量の見込み」や、緊急時の預かりとなる「病児・病後児保育」を除いた、一時的な預かりの方法です。

①事業の概要

【一時的保育】

本市では、その他の一時預かりに該当する事業として、保育所（園）での一時的保育を実施しています。保育に支障のない健康状態の児童を預かる一時的保育は、特別な理由がない限り、月に15日までの利用となります。

【休日保育】

保育園での休日保育を実施しています。生後57日目から就学前までの子どもが対象となります。保育園入園児以外も利用できます。

【ファミリー・サポート・センター】

安心してゆとりある子育てが出来る環境づくりを目指し、「子育ての援助を受けたい方」（利用会員）と「子育ての援助を行いたい方」（提供会員）が会員となって地域で助け合う有償の相互援助活動です。市内に1箇所設けています。

②これまでの実績

【一時的保育】（年間の延べ利用者数:人）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市立根形保育所	2,717	2,312	2,413
私立昭和保育園	1,256	2,290	2,530
私立長浦保育園	1,686	1,536	853
私立白ゆり保育園	(24 年度より実施)	286	661
合計	5,659	6,424	6,457

【休日保育】（年間の延べ利用者数:人）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
私立長浦保育園	119	158	171

【ファミリー・サポート・センター】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用会員数(人)	113	147	124
提供会員数(人)	58	59	33
両方会員数(人)	14	15	15
合計(人)	185	221	172
援助活動年間件数(件)	318	540	535

③ニーズ量の見込み

(年間の利用量:人日)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
ニーズ量 (A)	21,905	22,925	21,217	21,236	20,990
一時預かり 提供量 (B)	7,310	7,310	7,310	8,163	8,163
休日保育 提供量 (C)	316	316	316	474	474
ファミリー・サポート・センター 提供量 (D)	535	535	535	535	535
提供量 合計 (B+C+D)					
差 (B+C+D-A)					

④確保方策について

その他の一時預かりについては、[不定期事業を利用したい]人（ニーズ調査報告書 73 ページ）に回答した者のうち、「利用したい」を選択した人に利用意向日数をかけたものから、幼稚園での一時預かりやベビーシッターの意向を引いたものとなっています。

しかし、本来、利用の可能性は低いと思われる 2 号認定（保育利用）及び 3 号認定（保育等利用）の子どもによる利用希望が含まれるなど、預けたい意向のある人の、預けたい日数のすべてがニーズ量となるため、この値は、実際の利用意向よりも高い傾向となっているのではないかと考えられます。

この点について、これまでの利用実績から見ても、保育所等利用者による一時的保育の利用はなく、幼稚園利用者による利用も考えにくいところです。

一方、ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みについては、ニーズ調査の 5 歳の家庭を対象に[放課後の過ごし方について]（ニーズ調査報告書 79 ページ）から低学年・高学年に分けて利用希望者の全体に占める割合から導きますが、利用希望の回答がなかったため、調査結果上ではニーズ量は 0 となっています。従って、この部分についてはこれまでの実績の援助活動年間件数をもとに提供量を見込みます。

今後の確保策については、平成 27 年度に 1 か所保育所の開設を予定し、また、平成 30 年度に新たに保育を中心とした施設 1 か所の開設を見込んでいることから、これに合わせて「一時預かり」、「休日保育」も実施されることで、提供量は増加していくことが見込まれます。ただし、全体のニーズが高いものであることを引き続き認識し、今後、他自治体の取り組みを研究するなど施策の検討に努めます。

(7) 病児保育事業

①事業の概要

市内では長浦保育園の「マミー」で病後児保育を行っています。利用前にかかりつけ医の受診をしていることが条件で、保護者の勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な生後57日目から小学校3年生までの児童が対象です。他の保育園に通園していても利用可能です。

②これまでの実績

病児保育事業	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年間利用延人数(人)	594	648	596

③ニーズ量の見込み

(年間の利用量:人日)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
ニーズ量 (A)	1,903	1,903	1,904	1,922	1,885
提供量 (B)	1,040	1,040	1,040	2,080	2,080
差 (B-A)	△863	△863	△864	158	195

④確保方策について

病児・病後児保育の推計については、[病気やケガで、通常の事業が利用できなかったことの有無] (ニーズ報告書62ページ) について「あった」人のうち、実際に事業を利用したり、利用せずとも親が休んで対応したケースでできれば事業を利用したいと回答した人の割合に、それぞれの利用意向日数をかけて導いています。回答の傾向として、預けていなかったができれば預けたかったと回答した人が多く、「ニーズ量」としての値は、その希望が全て反映された値となっているため、実際の利用意向よりも高い傾向となっていることが考えられます。

ニーズ量の傾向としては、平成27年度の値から年次により微増微減が繰り返されつつ、近い値で推移していることから、今後の確保策については、利用定員及び開設日数で見込みます。平成30年度に新たに保育を中心とした施設1か所の開設を見込んでいるから、提供保育施設の増加を検討します。今後はニーズに適切に対応しつつ、各年度ごとの利用状況を見ながら適切に事業を実施します。

(8) 利用者支援事業

①事業の概要

保育所等の入所や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言等を行う事業です。平成26年度から実施しています。

②これまでの実績

平成26年度より事業を実施しているため、平成25年度までの実績はありません。

③ニーズ量の見込み

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
利用者支援事業 実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

④確保方策について

利用者支援事業については、子育て支援事業の周知、利用状況と今後の利用意向について（ニーズ報告書88ページ）をみると、子育ての総合支援窓口を知っていると回答した人は40.2%、利用状況は3.6%、今後の利用意向が45.0%と実際の利用に対して、利用意向は高いことから、今後もニーズに適切に対応しつつ、各年度ごとの利用状況を見ながら適切に事業を実施します。

(9) 妊婦に対する健康診査

①事業の概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

また、母子健康手帳発行時に14回の妊婦健診の受診券を発行し、県外での里帰り出産等でも受診券を使って妊婦健診が受けられます。

②これまでの実績

【妊娠届出数】(=母子健康手帳発行数)

	23年度	24年度	25年度
年間届出人数(人)	579	616	562

【妊婦健診受診回数】

	23年度	24年度	25年度
年間利用延回数(回)	5,684	6,001	5,859

③ニーズ量の見込み

【妊娠届出数】

(対象人数)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ニーズ量 全体	597	595	617	623	627

【妊婦健診受診回数】

(延べ受診回数:回)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ニーズ量 全体	5,970	5,950	6,170	6,230	6,270

④確保方策について

平成25年度は、本庁・ながうら健康福祉支援室での母子健康手帳発行時や妊婦訪問時に92.2%の妊婦に対し、妊婦健診の重要性等について保健指導を実施しております。今後は、ひらかわ健康福祉支援室(仮)の開設が予定されることから、全数の保健指導を目指し、定期的な妊婦健診の啓発を行います。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

①事業の概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、新生児の発育、栄養、環境、疾病予防に留意し、適切な指導を行います。また、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

②これまでの実績

【乳幼児家庭全戸訪問事業】

	23年度	24年度	25年度
年間訪問延人数(人)	307	359	473

③ニーズ量の見込み

(訪問人数:人)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ニーズ量全体	467	459	461	459	457

④確保方策について

現在、市では、「新生児訪問」として、生後2か月までに保健師・助産師が対象家庭を訪問し、必要な保健指導を行っております。里帰り先で新生児訪問を希望される方には、里帰り先の市町村へ訪問を依頼しており、「新生児訪問」としては平成25年度は全対象者の約75%を訪問しています。

それに加え、「新生児訪問」の期間に対象者の都合等により訪問がかなわなかった場合については、生後4か月までに主任児童委員による訪問を実施し、これらにより全戸訪問を行っております。

今後も、対象者全数の訪問を目標として、異常の早期発見や新生児の療育上必要な発育、栄養、疾病予防等について訪問指導を行います。